一　施行者の名称　青森県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十二年東北地方整備局告示第百二号青森都市計画道路事業三・四・三号蜆貝八重田線及び三・四・二十四号筒井大矢沢線
三　事業施行期間　自平成二十二年四月十五日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　平成二十二年東北地方整備局告示第百二号の事業地のうち青森県青森市桜川八丁目及び筒井一丁目地内において事業地を変更する。
使用の部分　平成二十二年東北地方整備局告示第百二号の事業地のうち青森県青森市奥野三丁目、奥野四丁目、桜川六丁目及び筒井一丁目地内において事業地を変更する。

○関東地方整備局告示第二百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十五年四月五日
関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　八王子都市計画河川事業第六号城山川
三　事業施行期間　自平成二十五年四月五日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都八王子市元八王子町二丁目地内
使用の部分　なし

○北陸地方整備局告示第四十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十五年四月五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年四月五日
北陸地方整備局長　橋場　克司

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百五十九号及び二百四十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
かほく市二ツ屋ヌ五四番三から同市二ツ屋タ二二番一まで	前	八・〇〇～一三・五〇メートル	〇・二五七キロメートル
	後	一三・〇〇～二三・〇〇メートル	〇・二五七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第四十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十五年四月五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年四月五日
北陸地方整備局長　橋場　克司

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　七号及び二百九十号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
村上市上助渕字谷地一八五〇番一から同市仲間町字坂下六一七番一まで	前	一六・五二～二八・〇八メートル	〇・五四一キロメートル
	後	二〇・七〇～二九・三三メートル	〇・五四一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

○中部地方整備局告示第九十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。
平成二十五年四月五日
中部地方整備局長　梅山　和成

一　登録番号
中部地方整備局長　10
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
株式会社ＣＩ東海
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	橘　敞、三矢　利明、原田　義己、舘本　勲
変更後	後藤　博幸、野村　保之、小暮　岳志

(2)　変更年月日
平成二十五年四月一日
四(1)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更

変更前	舘本　勲
変更後	—

(2)　変更年月日
平成二十五年四月一日

○中部地方整備局告示第九十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十五年四月五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年四月五日
中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百五十六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
郡上市美並町上田字千谷口三二〇六番一から同市美並町上田字向之芝三二〇五番一まで	前	一一・〇〇～二四・五〇メートル	〇・〇六九キロメートル
	後	一一・〇〇～四二・五〇メートル	〇・〇六九キロメートル
郡上市美並町上田字吉田平一二〇〇番四から同市美並町上田字吉田平一二〇〇番三まで	前	二〇・〇〇～六六・五〇メートル	〇・〇六五キロメートル
	後	二四・〇〇～六七・五〇メートル	〇・〇六五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○近畿地方整備局告示第百一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十五年四月五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年四月五日
近畿地方整備局長　谷本　光司

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十四号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
木津川市山城町上狛宝本一〇番四から同市山城町上狛猩々垣外一番一地先まで	前	一一・〇〇～一四・四〇メートル	〇・二五一キロメートル
	後	一二・八〇～一五・八〇メートル	〇・二五一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所